

# 国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化申出書兼同意書

高額療養費の支給申請（手続の簡素化）について、裏面記載の事項に同意の上、申出します。

（宛先）田舎館村長

申請日： 令和 年 月 日

世帯主	氏名			生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日
	住所							
被保険者の 記号・番号※		田・	電話番号		— —			
申請内容		簡素化開始 ・ 振込口座変更 ・ 簡素化解除						

※不明な場合は、記載不要です。

（注）世帯主以外の方が代理で申請する場合は、以下の申請者欄も記入してください。

申請者	氏名			電話番号	— —			
	住所	□ 世帯主と同じ						

□ 公金受取口座を利用します。（利用する場合は口座情報の記入不要） 個人番号（ ）								
振込先	金融機関	銀行・信金金庫・ 信託信組・農協・ その他（ ）			店名	支店 本店 出張所	預金 種別	普通 当座 貯蓄
	口座番号 (右詰め)							口座 名義人 氏名

（注）世帯主以外の口座に振り込む場合は、以下の委任欄も記入してください。

委任欄	本件の受領に関する行為を受任者 <u>振込先氏名</u> に委任します。	
	委任者（世帯主）氏名 _____ ※本人（世帯主）が手書きしない場合は記名押印してください。	
	個人番号（公金受取口座希望の場合） _____	

裏面へ（必ず御確認ください）

受付印	課長	課長補佐	係長	係員

□一覧表入力 □総合システム受付 □LOGFIN 登録

## 簡素化開始にあたっての注意事項及び同意事項（必ずお読みください）

### 【注意事項】

- ・ 簡素化開始以前の診療月については、簡素化の対象とならないので、従来どおり窓口での申請とすること。
- ・ 国民健康保険税に滞納がある場合は簡素化の対象とならないので、従来どおり窓口での申請とすること。
- ・ 世帯主や支給口座に変更があった場合は口座振替申出書の提出が必要となること。
- ・ 国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行された場合は、再度申請が必要となること。
- ・ 診療月の3～4か月後に登録口座へ振り込まれるが、診療報酬明細書の審査等により振込が遅れる場合があること。
- ・ 申請書の提出以降は高額療養費の支給のお知らせ及び申請書は発送されない。高額療養費が発生した場合は支給決定通知書を送付する。支給額についても支給決定通知書により確認すること。
- ・ 審査により医療費の一部負担金の変更が生じた場合や、一部負担金の未払いが判明した場合は、返還請求または次回以降の高額療養費と相殺して調整を行うこと。
- ・ 所得区分の変更により高額療養費が多く支給された場合は返還請求または次回以降の高額療養費と相殺して調整を行うこと。

### 【同意事項】

- ・ 医療機関に支払うべき一部負担金に未納がないこと。また、今後一部負担金が未納となった場合は速やかに申し出ること。
- ・ 一部負担金について疑義が生じた場合は、必要に応じて田舎館村が医療機関に照会することに同意すること。
- ・ 高額療養費の支給後に支給額に変更が生じて返還額が発生した場合は速やかに返還すること。
- ・ 交通事故等の第三者求償行為事務の対象となった場合は速やかに申し出ること。
- ・ 無料低額医療事業を実施する医療機関を利用した場合は速やかに申し出ること。
- ・ 次の事項に該当した場合は、自動払戻は解除となること。
  - 世帯主が死亡または変更となった場合
  - 国民健康保険税に滞納が生じた場合
  - 登録した口座に振込ができなくなった場合
  - 申請の内容に偽りその他不正があった場合

同意事項について確認しました。（チェックを入れてください）